

# 公益社団法人春日部市シルバー人材センター 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的および意義)

**第1条** この規程は、公益社団法人春日部市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等および費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 外部理事、外部監事とは、会員ではない理事であって、理事長、副理事長、常務理事ではない者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益認定法第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** センターは、役員職務執行の対価として別表1のとおり報酬を支給することができる。

(報酬等の支給日)

**第4条** 役員報酬等は、当月分を翌月21日までに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

**第5条** 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

**第6条** センターは役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。

(公表)

**第7条** センターは、この規程をもって、公益認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

(平成30年度 第1回臨時理事会議決)

この規程は、平成30年5月17日から施行し、平成30年6月21日の定時社員総会から適用する。

附 則

(令和5年度 第2回定例理事会議決)

この規程は、令和5年5月25日から施行し、令和5年6月15日の定時社員総会から適用する。

附 則

- 1 この規程は令和7年6月19日から施行する。
- 2 この規程は令和5年5月25日から施行した「公益社団法人春日部市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程」を全面改定したものである。

従って改定前の「公益社団法人春日部市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程」は、令和7年6月19日廃止とする。

別表1 役員の報酬月額

常勤役員		
(1) 常務理事	月額20万円までの範囲内（事務局長を兼務する場合は無報酬とする）	
非常勤役員		
(1) 理事長	日額5,000円	年額100万円までの範囲内
(2) 副理事長	日額4,000円	年額100万円までの範囲内
(3) 理事	日額4,000円	年額100万円までの範囲内
(4) 監事	日額4,000円	年間100万円までの範囲内
外部理事および外部監事		
(1) 外部理事	日額8,000円	年間100万円までの範囲内
(2) 外部監事	日額8,000円	年間100万円までの範囲内
※関係行政機関の職員は、無報酬とする。		

別表2 費用の額

(1) 役員の出張等に係る費用	(公社)春日部市シルバー人材センター 旅費規程による
(2) その他	実費支給